

○学校法人青山学院評議員退任慰労金に関する規則

(2022 年 4 月 21 日理事会承認)

改正 2025 年 5 月 9 日 2025 年 5 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)の評議員が退任したときに支給する退任慰労金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 学校法人青山学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)第 7 条第 1 項各号に規定する理事又は監事をいう。
- (2) 評議員 寄附行為第 7 条第 5 項に規定する評議員をいう。
- (3) 外部評議員 評議員のうち職員ではない者をいう。
- (4) 常勤役員 寄附行為第 7 条第 2 項から第 4 項までに規定する理事長、常務理事及び常任監事をいう。
- (5) 職員 学校法人青山学院寄附行為細則第 11 条第 3 項の専任の職員をいう。
- (6) 評議員退任慰労金 評議員が退任の際、在任中の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 役員退任慰労金 学校法人青山学院役員報酬、役員退任慰労金等に関する規則第 12 条に規定する役員退任慰労金をいう。

(評議員退任慰労金)

第 3 条 評議員退任慰労金は、次のいずれかに該当した場合に、当該評議員に対し、20,000 円に外部評議員として在任した年数(以下「対象在任年数」という。)を乗じた金額に相当する額を支給する。

- (1) 外部評議員が寄附行為第 44 条第 1 項各号の事由により退任したとき。
 - (2) 外部評議員が職員に就任したとき。
- 2 前項の規定による対象在任年数に 1 年未満の端数がある場合の取扱いは、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に規定するとおりとする。
- (1) 1 年に満たない月数がある場合 当該月数を 12 で除して得た数値を年数に換算する。
 - (2) 1 月に満たない日数がある場合 当該日数を 1 月に切り上げる。
- 3 評議員退任慰労金の算定に当たって、その金額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、理事長は、外部評議員の在任中の貢献、功労等を勘案して、必要があると認める場合は、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、当該評

議員に支給する評議員退任慰労金の増額又は減額を行うことができる。この場合において、当該増額は、当該評議員退任慰労金の2割を超えないものとする。

- 5 寄附行為第44条第2項各号の事由により解任された外部評議員に対しては、評議員退任慰労金は支給しない。ただし、特段の事情があり、かつ、必要があると認められる場合は、常務理事会で協議し、評議員会及び理事会の承認を得て、当該外部評議員に前各項の規定による評議員退任慰労金の全部又は一部を支給することができる。
- 6 評議員退任慰労金は、その支給対象となる外部評議員を退任する場合で、当該退任後引き続き外部評議員に就任しないときに、支給するものとする。

(評議員退任慰労金の支給時期)

第4条 評議員退任慰労金は全て一時金とし、前条の規定により算定した金額を、外部評議員を退任した日から1カ月を経過するまでに支給するものとする。ただし、死亡により退任した当該評議員に対する評議員退任慰労金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(外部評議員が死亡したときの評議員退任慰労金の取扱い)

第5条 外部評議員が死亡したときは、学校法人青山学院退職金規則第7条に規定する遺族の範囲及び順位に従い、本法人が正当と認めた者に評議員退任慰労金を支給する。

(定めのない事項)

第6条 この規則に定めのない事項については、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、理事長が決定する。

(所管)

第7条 この規則は、法人本部総務部が所管する。

(改廃手続)

第8条 この規則の改廃は、常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

附 則

この規則は、2022年4月22日から施行する。

附 則(2025年5月9日)

この規則は、2025年5月10日から施行し、2025年4月1日から適用する。

附 則(2025年5月29日)

- 1 この規則は、2025(令和7)年度の定時評議員会(2025年6月19日開催)の終結の時から施行する。

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、2025年6月18日に在任する外部評議員（理事を兼ねる者に限る。）については、当該外部評議員を退任するまでは、なお従前の例による。